

平成19年 7月27日

「年金業務・社会保険庁監視等委員会」の意見具申について（概要）

1 経緯

7月25日（水）の初会合及び翌26日（木）の社会保険業務センターの視察において、社会保険庁が、安倍内閣総理大臣からの指示（基礎年金番号に未統合の5,000万件の年金記録の実態を詳しく精査すべき）に対応していないことが明らかとなった。

このため、総務大臣に対して意見具申を行うこととなったもの。

2 委員会から総務大臣に対する意見具申の内容

- 総務大臣から厚生労働大臣に対して、5,000万件の年金記録について、内容の精査を早急に実施すべく詳細な作業工程を明らかにするよう要請されたい。

※ 総務大臣から厚生労働大臣への勧告

- 2の意見具申を受けて、社会保険庁の当面の業務運営については、委員会からの意見に沿って適切に対処するよう総務省設置法第6条第1項の規定に基づき勧告。

<委員会設置から意見具申までの経緯>

- 7月20日（金） 年金業務・社会保険庁監視等委員会の設置
(関係政令の公布・施行)
- 25日（水） 委員発令、初会合
- 26日（木） 社会保険業務センター（高井戸・三鷹）の視察
- 27日（金） 委員会から総務大臣に対する意見具申
総務大臣から厚生労働大臣に対する勧告

【参考】

○年金業務・社会保険庁監視等委員会について

〔業務〕

- ・年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務の実施状況について、同庁からの報告を聴取し、それに基づき調査審議
- ・審議結果を踏まえ、総務大臣に対し意見具申（総務大臣は、委員会の意見を踏まえ、必要な場合には、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に対し勧告）

〔委員〕

- ・以下の民間有識者 6 人で構成

（委員長）

かさい よしゆき

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

（委員長代理）

おおや えいこ

大宅 映子 株式会社日本インフォメーション・システムズ代表取締役社長

いそむら もとし

磯村 元史 函館大学客員教授

いわせ たつや

岩瀬 達哉 ジャーナリスト

すみた ひろこ

住田 裕子 弁護士

むらおか よういち

村岡 洋一 早稲田大学理工学術院教授

〔設置期限〕

- ・日本年金機構法の施行の日（平成 22 年 4 月 1 日までの間の政令で定める日）まで

（連絡先）

総務省年金業務・社会保険庁監視等委員会事務室

担当：主任調査員 長屋 聡

調査員 阿南 哲也

電話：（直通） 03-3502-6845

FAX： 03-3502-6867

電子メール：t.anan@soumu.go.jp